事務連絡

令和７年７月４日

令和６年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、板橋区の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、令和６年度（サービス提供月が令和６年４月から令和７年３月までの分）の実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いします。

記

１　報告対象

令和６年度障害福祉サービス等処遇改善計画書を提出した全法人（事業所）

※　令和６年度に、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「加算」）の計画書を、東京都宛てに提出した法人(事業所)は、サービス提供が無く受け取った加算額が０円の場合及び廃止・休止した場合でも提出が必須です。

※　本事務連絡は、全事業所宛てに１通のみ送付しております。法人単位で計画書を提出している場合は、法人本部等へ実績報告提出の御連絡をお願いします。

※　令和６年度に計画書を提出していない法人につきましては、実績報告書の提出は不要です。

２　報告単位

令和６年度の処遇改善計画書を提出した単位となります。

（法人一括で提出した場合は法人一括、事業所単位で提出した場合は事業所単位）

３　提出様式

　　別添の実績報告書様式をご使用ください。

　※　板橋区のホームページ（下記のＵＲＬ）にも様式を掲載しております。

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/jigyosha/1052518.html

　　「令和６年度福祉・介護職員処遇改善加算等について（障害児通所支援事業所）」

４　提出方法・提出先

　　別添の実績報告書様式につきまして、持参、郵送、メールのいずれかで下記までご提出

ください。

　※　板橋区以外にも事業所がある法人につきましては、別添の「提出先・問合せ先」の資

料もあわせてご確認ください。

【提出先】

　〒１７３－８５０１

　　東京都板橋区板橋２－６６－１

　　板橋区 福祉部 障がい政策課 認定給付・指導係（区役所南館３階２４番窓口）

　　メールアドレス：f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp

５　提出期限

**令和７年７月３１日（木）１７時まで（厳守）**

６　その他（留意事項等）

①　実績報告書が提出されない場合や、加算額以上の賃金改善が行われず、加算の算定要

件を満たしていない場合には、全額返還となる場合がありますのでご留意ください。

　②　実績報告書を提出後に差し替える場合には、提出書類に【再提出】や【差替え】等の

表記を追加していただきますようお願いいたします。

（問合せ先）

板橋区福祉部障がい政策課認定給付・指導係

（担当）本間・小倉・渡辺

（電話）０３－３５７９－２３９２